

令和8年度税制改正に関する要望

令和7年9月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

NISA の抜本的拡充や金融経済教育推進機構（J-FLEC）の設立など、国民の資産形成を支える制度整備が大きく前進し、証券業界・資産運用業界が長年掲げてきた「貯蓄から投資へ」の流れがようやく現実のものとなりつつあります。この流れをさらに力強く推し進めていくことが、業界の最も重要な役割であることは言うまでもありません。

動き出したお金が企業の成長を支えるリスクマネーとして資本市場を通じて供給され、その果実が家計に還元されることで、インベストメント・チェーンの好循環、言い換えれば、資産形成から企業の成長、そして日本経済の活性化へと繋がる流れを実現できるよう、「貯蓄から投資、その先へ」をスローガンに、全力で取り組んでまいります。

つきましては、令和8年度（2026年度）税制改正に関し、NISA制度の更なる利便性向上を図ること、確定拠出年金制度に係る特別法人税を撤廃すること、世代間の資産承継を円滑にするため上場株式等の相続税に係る相続税評価額等を見直すこと、金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置を講ずること、スタートアップを支援するための税制措置を講ずること等、以下の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

1. NISA 制度の更なる利便性向上等

① 若者から高齢者まで全世代の安定的な資産形成を支援する観点から、こども支援や少子化対策の一環としての若年層の資産形成の推進や、退職世代を含むあらゆる世代に向けた資産運用サービスの充実を図るため、以下の措置を講ずること

(注)制度設計に当たっては、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとすること

- こども支援や少子化対策の一環として、若年層の資産形成の推進のため、つみたて投資枠に限り、投資可能年齢を撤廃し、未成年でも利用できるようにすること
 - 退職世代を含むあらゆる世代に向けて、投資の成果の一部を取り崩して生活に充てたいなどの様々な資産運用ニーズに応えるための対象商品の拡充等、投資商品の入替えをしやすくするために非課税保有限度額を当年中に復活すること等の措置を講ずること
- ② つみたて投資枠における指定インデックスの追加、NISA 対象商品について ETF 等の投資信託に係る要件を見直すこと、NISA に関する事務手続の簡素化等の NISA 制度の利便性向上のための所要の措置を講ずること
- ③ 累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した日から 10 年を経過した日(10 年後以降は 5 年を経過した日毎の日)における顧客の所在地確認につき廃止又は簡素化すること
- ④ NISA に係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること

2. 確定拠出年金制度の拡充等

① 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること

- 特別法人税の撤廃
- 拠出限度額の引上げ
- 「キャッチアップ拠出」の創設
- 老齢給付金の受給要件の緩和
- 受給開始年齢上限の引上げ
- 生涯拠出枠の創設(中長期的な課題)

- ② 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること
- 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業の要件緩和
 - 災害等のやむを得ない事情がある場合に限って中途引出しを可能とすること
 - 財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること
 - 中途退職に伴う退職一時金等について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること

II 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税に係る相続税評価額等の見直し

- ① 世代間の資産承継を円滑にするために、一定の要件を満たす上場株式等について、相続税に関する税制優遇措置を講ずること
- ② 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないよう上場株式等の相続税評価額を見直すこと
- ③ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

III 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること
(注)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 金融所得に対する課税については、「貯蓄から投資へ」のシフトにより経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること
- ③ 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

IV スタートアップを支援するための税制措置

1. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

- ① 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること
 - J-Ships(特定投資家向け銘柄制度)において取り扱われるもの
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
- ② スタートアップの創業後の規模の成長を後押しする観点から、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化等に資する税制優遇措置を講ずること

2. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

- 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託等)について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いとすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

V 市場環境の整備、金融機関の負担軽減及び投資者の利便性向上等のための税制措置

1. 特定口座等の利便性向上

- ① 上場株式等(適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む)の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ② 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと
- ③ 発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上的是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること
- ④ 資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること
- ⑤ 源泉徴収選択口座内の譲渡所得等の計算上、残高連動手数料や投資顧問契約に係る投資顧問報酬について、性格を問わず費用処理できること

- ⑥ 投資者が従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、当該投資者が持株会等口座から振替の方法により直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座まで拡大すること
- ⑦ 金融商品取引業者等が特別徴収した上場株式等の配当等に係る住民税配当割について、所得税の確定申告と同様に、大口個人株主による住民税申告により精算できるようにすること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃又は延長及び対象債券等の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること
- ④ クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと

3. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 再生可能エネルギーの最大限導入・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、上場インフラファンドに係るペイスルー課税特例について、以下の措置を講ずること
 - 上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃(少なくとも延長)すること
 - 上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から 20 年間としている期間を恒久化又は延長すること
 - 上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における賃貸要件を不要とすること
 - ペイスルー課税特例の対象資産に系統用蓄電池を含めること
- ② 投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT 等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ③ 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと
- ④ 土地流動化促進等のための長期保有資産に係る買換え特例措置を延長すること
- ⑤ 土地の所有権移転登記及び信託登記に係る登録免許税の特例措置を延長すること

4. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

- 従業員等へのインセンティブ報酬制度の活用拡大に向け、一定の要件を満たす譲渡制限付株式(RS)、譲渡制限株式ユニット(RSU)及びパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

5. 事務手続の簡素化及び効率化

- 税務手続の更なるデジタル化を推進すること

6. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

7. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

8. 暗号資産取引等に係る課税の見直し

- 暗号資産取引に係る必要な法整備と併せて、分離課税の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しを行うこと

VI サステナブルファイナンス推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること)

以 上